一般社団法人システムイノベーションセンター　会員規程

2019 年 1 月 8 日　制定
2023 年 9 月 14 日　改正

（目的）
第１条　本規程は、一般社団法人システムイノベーションセンター（以下「本センター」という。）定款第 5 条、第６条及び第７条に基づき、会員資格と会費に関する詳細を定める。

（会費）
第２条　会員は、年度ごとに次の会費を前納しなければならない。
⑴ 正会員　　１口２０万円、１口以上
⑵ 学術会員　　無料
⑶ 個人会員　　５千円
⑷ 準会員　　その入会種別ごとに別途定め、課すものとする
２　正会員の会費口数は、年度ごとに変更することができる。

（会員の特典）
第３条　正会員においてはその代表が指定する個人、及び、学術会員、個人会員本人は、本センターの各種委員会、ワーキンググループの委員として活動することができる。
２　２口以上の会費を納入した正会員は、学術協議会の構成員から助言を得ることができる。
３　準会員においてはその代表が指定する個人は、第 4 条に定めるその種別に応じて限定的に本センターの各種委員会、ワーキンググループの委員として活動することができる。

（準会員）
第４条　準会員として以下の種別を設け、本センターの活動への参加形態、資格の範囲をそれぞれの種別ごとに定める。
⑴ インキュベーション会員:資本金 5 千万円以下または従業員 50 人以下の企業を対象とし、正会員と同等の資格を有する。会員資格期間は入会から 2 年間とする。年会費は 5 万円とする。
⑵ 人財育成限定会員：人財育成協議会が主催する SIC 会員限定活動のみに参加を希望する企業を対象とする。年会費は１０万円とする。
⑶ 分科会限定会員：分科会活動のみに参加を希望する企業を対象ととする。年会費は１０万円とする。
（本規定の末尾に、準会員の種別と正会員との比較表を掲載する。）

（入会手続き）
第５条　会員になろうとする者は、別途定める入会申込書を提出しなければならない。

２　学術会員は、実行委員会の推薦に基づいてセンター長から委嘱を受けた者が、入会申込書を提出する。

（年度途中の入会）
第６条　本センターの事業年度開始後６ヶ月以上を経過して入会した会員については、当該事業年度分の会費を所定の金額の半額とすることができる。

（規程の改廃）
第７条　本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

附則
１　本規程は、本センターの設立の登記の日から施行する。

参考：準会員の種別と正会員との比較表

	年会費	運営（理事会・実行委員会・人財育成協議会 等）	人財育成プログラム参加	分科会参加	その他の活動	備考
正会員	20万円/口	○	○	○	○	
インキュベーション会員	5万円	–	○	○	○	資格期間：2年（その後正会員）
人財育成限定会員	10万円	–	○	ー	ー	資格期間：定めなし
分科会限定会員	10万円	–	ー	○	ー	資格期間：参加する分科会の活動期間